

# 山陽学園大学助産学専攻科規程

平成28年4月1日制定  
平成28年5月19日改正  
令和3年3月22日改正

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、山陽学園大学学則第3条の2第2項の規定に基づき、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）について必要な事項を定める。

(専攻科の目的)

**第2条** 専攻科は、山陽学園大学の基本理念である「愛と奉仕」を基盤として、女性と家族のライフサイクル全般において、安全で質の高い助産実践能力を培い、地域社会、国際社会の母子保健に貢献できる助産師を育成することを目的とする。

(専攻科長)

**第3条** 専攻科に専攻科長を置く。

- 2 専攻科長は、山陽学園大学教授をもって充て、専攻科の業務を掌理する。
- 3 専攻科長について必要な事項は、学長が別に定める。

## 第2章 修業年限、在学期間及び学生定員等

(修業年限)

**第4条** 専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

**第5条** 専攻科の学生は、2年を超えて在学することはできない。

(学生定員)

**第6条** 専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

入学定員	収容定員
10	10

## 第3章 入学及び休学

(入学時期)

**第7条** 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

**第8条** 専攻科に入学することのできる者は、日本の看護師資格を有する（取得予定者を含む）女性で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の大学（その他の外国の学校のうち文部科学大臣が指定するものを含む。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより学士の学位に相当する学位を授与された者
- (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(6) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有する者として当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設にあって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(入学者の選考)

**第9条** 入学者の選考は、学力試験その他の方法によりこれを行い、教授会の意見を参考にし、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

**第10条** 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに入学料を納付し、別に定める手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

**第11条** 休学期間は、通算して1年を超えることが出来ない。

2 休学期間は、第5条に規定する在学期間に参入しない。

## 第4章 履修方法等

(授業科目及び単位数)

**第12条** 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修方法)

**第13条** 専攻科学生は、別表第1に定める授業科目を履修し、33単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定)

**第14条** 専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得した者に、学長は、教授会の意見を参考にして修了を認定する。

2 学長は、前項により修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

## 第5章 授業料等、その他

(授業料等)

**第15条** 入学金、授業料等の学納金は、別表2のとおりとする。

(諸規程の準用)

**第16条** 本規程に定めのない事項については、山陽学園大学学則及びその他の諸規程を準用する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年5月19日改正)

附 則 この改正は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

別表第1（第12条、第13条関係）

区 分	科 目 名	単位数	選択必修 の別
助産学基礎 領域	助産学概論	1	必修
	周産期医学Ⅰ	1	必修
	周産期医学Ⅱ	1	必修
	新生児・乳幼児学	1	必修
	ヒューマンセクシュアリティ論	1	必修
	生命倫理と生殖医療	1	必修
	家族社会学	1	必修
	母子の健康科学	1	必修
実践助産学 領域	助産診断学・技術学Ⅰ	1	必修
	助産診断学・技術学Ⅱ	2	必修
	助産診断学・技術学Ⅲ	2	必修
	フィジカルアセスメント	1	必修
	周産期ハイリスクケア論	1	必修
	地域母子保健論	1	必修
	助産管理	1	必修
	女性の健康支援と健康教育	1	必修
	助産学実習Ⅰ	1	必修
	助産学実習Ⅱ	8	必修
	助産学実習Ⅲ	1	必修
	助産学実習Ⅳ	1	必修
	助産学研究	1	必修
助産学関連 領域	周産期代替補完療法	1	必修
	ウイメンズヘルスケア論	1	必修
修了に必要な単位数		32	

別表第2（第15条関係）

区 分	金 額	摘 要
入学検定料	25,000円	
入学金	200,000円	
授業料（年額）	800,000円	
教育充実資金・実習料（年額）	600,000円	